

定額自動送金規定

株式会社 富山第一銀行

1. (送金資金引落口座からの引き落とし)

送金資金引落口座からの支払手続きについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振り出し又は普通預金通帳及び払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で処理します。

2. (送金資金及び送金の取り扱い)

(1)送金資金は送金指定日の前営業日までに送金資金引落口座へ入金してください。

(2)送金指定日の午後3時における送金資金引落口座の残高(支払可能残高)が送金金額に満たないとき、又は送金資金引落口座に事故届が提出されているときには、特にご通知することなく、その月の送金は取りやめます。

(3)送金を行った結果、送金先銀行に受取人口座がない等の理由により受取人口座へ入金できない場合は、その送金を取りやめたものとして処理します。

3. (受取書等の発行)

この依頼による送金については振込金受取書等の発行は省略させていただきます。

4. (手数料)

(1)この取り扱いにかかる振込手数料は、取り扱いのつと送金資金引落口座から引き落とします。

(2)この取り扱いにかかる基本料は、当行所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年5月の当行所定の日に送金資金引落口座から引き落とします。

なお、当初の取扱開始時には取扱開始日の属する月を1か月とし、その月から4月までの基本料を月割り計算し送金資金引落口座から引き落とします。

(3)送金期間中の本依頼の解約の場合で、基本料をお支払い済の場合は、解約の日の属する月の翌月からお支払い済の最終月までの基本料を月割り計算により返戻いたします。

(4)手数料の送金資金引落口座からの引き落としについても上記1.と同様とします。

(5)この依頼による「手数料計算書」の発行は省略させていただきます。

5. (変更等の届出)

送金を取りやめるとき、又は受取人、送金金額、その他内容に変更が生じたときは直ちに書面により当行へお届けのうえ、所定の手続きをおとりください。

6. (解約)

(1)この依頼は送金期間の満了をもって終了します。

(2)送金資金引落口座が解約された場合は、この依頼は自動的に解約されるものとします。

(3)この依頼は送金資金引落口座の預金残高の不足、受取人口座なし等の理由により、振込不能の状況が、一定期間継続した場合等やむを得ない事由があると当行が認めた場合は、解約できるものとします。

7. (振込規定の準用)

送金後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、当行の振込規定を準用します。

8. (免責)

この取り扱いについて、仮に紛議が生じても当行の責めによるものを除き、当行はその責めを負いません。

9. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020.4